

模擬裁判員裁判裁判官役アンケート回答

(回答を集約するにあたって、お読みいただく上で便宜なように、一部の質問項目の順序を変更しています)

1. 差し支えなければ、お名前、修習期、年齢をお書き下さい。(集約にあたってお名前は記入のあった場合も省略し、便宜上、性別、経歴を加えました)

無記入 男 元検察官
修習 35 期 男 元検察官
修習 42 期 男

修習 9 期 男 元裁判官
修習 53 期 女
修習 50 期 男

2. あなたの裁判体はどのような構成でしたか？

- 裁判官 3 人 裁判員 10 人
- 裁判官 3 人 裁判員 4 人

3. 事件の内容は、模擬裁判員事件として適当だと思われましたか？

評価的側面があり、やや難しい事案

ほぼ適当であるが、共謀共同正犯の成否が問題となる事件で、法的評価にわたる点は短時間の協議にむかない部分もあった。

(回答なし)

特に問題はないが、生記録では少々疑問

思わない。共謀共同正犯事案は不適切

適当。ただし、供述の信用性を共犯者間で比較するという点では、比較可能な事実(比較する対象)を多くすべきでは？

(ex.)犯行後の共犯者間の会話について各共犯者に質問するなど。

4. 裁判員は事件について十分理解していたと思いますか？

共謀・故意について理解が難しいと思う

思う

思います。

思う

思う

思う。むしろ裁判員の理解(思考)のほうが進みすぎて、模擬裁判の資料のみでは不足するほど。

4 - 2 . 評議において裁判員は、十分充分発言できていたと思いますか？

十分

ばらつきはあるが、発言は活発になされていた
思います。

必ずしも十分でない。論点の整理や問題点の指摘は裁判官が相当説明をしなければなら
ない。論点合議より結論、感覚的になりやすい。論理的な合議がどこまでやれるか。

思う

十分に発言されていた。感心しました。

4 - 3 . 評議における裁判員の意見は、適切なものでしたか？

適切、よい視点の意見が多かった

「共謀」の評価の点を除き適切なものである

事実認定の前に、その事実をどう評価していいのかの点に疑問があるために、最初のう
ちは問題もあると思ったが、次第にそれぞれの見方で事実の存否についての意見が述べら
れたので、良かったと思う。

結論的には常識的であり、疑問点の指摘は適切である

適切

合理的な思考に基づく意見であった。

5 . 国民の刑事裁判への参加についてどのような感想を持たれましたか？

< 十分可能 少し工夫すれば可能 どちらとも言えない 少し難しい 難しい >

どちらとも言えない

どちらとも言えない

十分可能

十分可能・少し工夫すれば可能

どちらとも言えない

少し工夫すれば可能

5 - 2 . 国民の参加に困難があるとすれば、どのような点にですか？

(回答なし)

現行刑事訴訟法の構造自体を変える必要がある

参加する方々の仕事上(休めるか否か、収入が減らないか等)の問題だと思います。

重大なる件について長期の審理を要する点。

時間的な負担、客観性の確保の困難性

心証形成過程についての理解(単にあいまいな部分があれば無罪に傾くとの理解があるなど)

5 - 3 . 国民参加について工夫する必要があるとすればどのような点ですか？

(回答なし)

供述調書の作成過程を大きく変える必要がある

上記の点で企業側、国の努力が必要だと思います。また、集中審理が不可欠なので、その体制作りも必要でしょう。

短い機関での計画的集中審理がどこまでやれるか。関連して実効性のある事前準備を可能とする刑訴改正がどこまでやれるか。

訴訟手続の改正 捜査方法の再検討

書面主義の助長とは必ずしも言い切れない。直感で判断される可能性が高い。

6 . その他、お感じになられたこと、お思いになられたことなどを自由にご記入ください。

- (回答なし)

裁判員の皆さんは、十分に事実認定力をお持ちだと感心させられました。もっともっと時間をかけて十分に議論したかったと思います。